

埼玉労働局発表
令和8年7月31日（金）

【照会先】
埼玉労働局労働基準部健康安全課
（電話番号）048-600-6206

報道関係者 各位

石綿対策説明会を開催します ～埼玉県との合同開催により法令遵守と現場実務をつなぐ～

埼玉労働局（局長 たびら こうじ 田平 浩二）と埼玉県の共催で解体・改修工事事業者等を対象に建築物・工作物の解体等作業に伴う石綿のばく露・飛散防止対策に関する説明会を下記のとおり開催します。

令和2年から現在に至るまで、労働安全衛生法及び大気汚染防止法に係る石綿関係の法令や制度が段階的に改正、施行されてきました。直近では、令和8年1月1日以降に着手する一部の工作物の解体又は改修工事において、「工作物石綿事前調査者」の資格を有する者による事前調査が義務付けられました。

本説明会ではこれらの石綿関係法令について説明や実際の解体施工方法について専門家を招き、法令を遵守した具体的な対応をテーマとする講演を行います。

- 1 日時
令和8年8月26日（水） 14時から16時（会場受付は13時30分から）
- 2 場所
埼玉労働局 雇用保険説明会場（定員90名）
オンライン参加（Zoom ウェビナー）
- 3 内容
解体・改修工事における石綿のばく露・飛散防止対策等
- 4 費用
無料
- 5 参加申込方法（事業者、石綿のばく露・飛散防止対策を担当される方等）
別添1チラシをご確認ください。
- 6 取材について
取材いただける場合は、令和8年8月25日（火）までに、別紙にてお申込みください。

【資料】

- | | |
|-----|----------------------------|
| 別添1 | チラシ「石綿対策説明会～法令遵守と現場実務をつなぐ」 |
| 別添2 | 石綿障害予防規則等の改正事項と施行日 |
| 別紙 | 取材申込票 |

石綿対策説明会

法令遵守と現場実務をつなぐ

入場無料

日時

8 月 26 日 (水) 14:00~16:00

形式

会場開催 + ZOOMのハイブリッド開催

埼玉労働局雇用保険説明会場 + オンライン

(埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシスタワー14階)



内容

行政からの説明

- ・労働安全衛生関係法令について
- ・大気汚染防止関係法令について

特 別 講 演

「レベル2・3の石綿対策工事の提案」

講師

姫野 賢一郎 氏 一般社団法人日本石綿対策技術協会 理事長

- ・元鹿島建設株式会社 東京建築支店アスベスト対策グループ グループ長 アスベスト現場監理業務に従事
- ・アスベストコンサルタント会社(As-C姫野)代表
様々なアスベスト工事の施工計画、トラブルの対策や改善の業務に携わる
- ・アスベスト研究会 顧問
- ・「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策マニュアル改訂検討会」委員等

申込

下の聴講方法(会場又はウェビナー)の二次元バーコードから受付サイトへアクセス
「申込画面ページ」が表示されるので、必要事項を入力し、「この内容で申し込む」を選択
「申込完了メール」が送信され、登録したメールアドレスに招待状が届きます
オンラインでの申し込みの場合、届いたURL(ZOOMウェビナー)にアクセスし、必要事項
を記入し登録すると、IDとパスコードが届きます



会場申込



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」



埼玉県マスコット
「コバトン」



オンライン申込

厚生労働省

埼玉労働局



彩の国

埼玉県

石綿対策についての情報

石綿障害予防規則に基づく解体・改修作業時のポイント〔作業者向け〕

石綿障害予防規則に基づく解体・改修作業時のポイント〔作業者向け〕

法令で定められた措置内容が10ページにまとめられています。



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和8年2月改定）

厚生労働省、環境省が作成しているマニュアルで、各法令の解説等が記されています。

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和8年3月
（令和8年2月改定）

厚生労働省労働安全衛生部・令和8年度労務課
環境省水・大気環境政策部環境課

石綿対策は「皆さま」に関わる問題です（発注者・オーナー向け）〔令和6年（2024年）度版〕

建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）に向けて、石綿対策の必要性をお伝えするためのリーフレットです。



一部工作物の解体・改修・メンテナンス等の工事に当たっては工作物石綿事前調査者による事前調査が必要です！〔令和7年（2025年）度版〕

令和8年1月1日以降着工の工事から、特定工作物の石綿事前調査についても、有資格者による調査が義務化されています。



石綿（アスベスト）の事前調査は施工業者（元請事業者）が必ず行う必要があります！〔令和6年（2024年）度版〕

リーフレット裏面に工事・作業別の規制内容早見表を掲載しています。



石綿（アスベスト）に関する県民の皆様向けの情報（埼玉県HP）

最新の法改正等を踏まえたYoutube（限定公開）上の説明会の案内等を行っています。



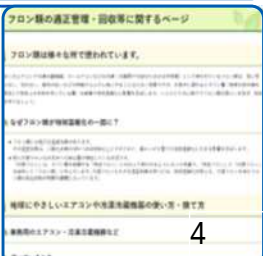
石綿使用建築物等の解体等工事に係る関係法令説明会受講申込（埼玉県電子申請・届出サービス）

上記で紹介したYoutube（限定公開）上の説明会の申込窓口です。



フロン類の適正管理・回収等に関するページ（埼玉県HP）

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の使い方・捨て方の案内等を行っています。



石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	7月	10月	4月		4月		4月	10月	4月	
事前調査方法の明確化	周知		令和3年4月施行							
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知		令和3年4月施行							
建築物・船舶の事前調査、建築物・船舶・工作物の分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）							令和5年10月施行		
工作物の事前調査を行う者の要件新設							周知・令和8年1月施行			
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知		令和3年4月施行							
計画届の対象拡大	周知		令和3年4月施行							
解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設	周知、電子報告システムの開発				令和4年4月施行					
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知		令和3年4月施行							
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知		令和2年10月施行							
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知		令和3年4月施行							
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）	周知		令和2年10月施行							
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知		令和3年4月施行							
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知		令和3年4月施行							
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知		令和3年4月施行							
除じん性能を有する電動工具の使用に係る改正								周知	令和6年4月施行	
登録講習機関の廃止時の引渡し規定の創設								周知	令和6年5月施行	

改正石綿則・安衛則の公布

別添2

埼玉労働局労働基準部健康安全課 広報担当 行

mail: kouhou-kenanka●mhlw.go.jp

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。●を@に置き換えてください。

(電話 048-600-6206)

令和 年 月 日

取材申込票

下記必要事項をご記入の上 **8月25日(火)までに** メール、電話でお申込ください
すようお願い申し上げます。

取材申込社 (担当者・連絡先)	会社名 : 担当者 : TEL : mail : 参加人数 : 人
放送・掲載 予定日 放送番組・掲載誌	令和 年 月 日
その他	